

平成18年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年6月8日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 西本 俊吉	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 本田 章紘	8 番 三和 郁子
	9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
	17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
	19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 清嗣	総 務 部 長	北口 守
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	都市建設部長	島村 平治
環境経済部長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	田中 正二	市民健康福祉部 次 長	三上 秀子
都 市 建 設 部 次 長	堤 文男	環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉
教 育 部 次 長	船橋 登志夫	広報秘書課長	富田 久和
総 務 課 長	中島 宗七	企画財政課長	佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中 重樹	事務局次長	井狩 重則
書記	川崎 和美	書記	赤坂 悦男

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 繰越明許費繰越計算書報告について
- 第 5 議第 5 8 号から議第 7 2 号まで一括上程
(野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例他 1 4 件)
- 第 6 請願第 1 号から請願第 4 号
(「最低賃金の引き上げ」を求める請願他 3 件)

市長提出議案

- 議第 5 8 号 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 5 9 号 野洲市税条例の一部を改正する条例
- 議第 6 0 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第 6 1 号 野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議第 6 2 号 野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 6 3 号 中主町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例
- 議第 6 4 号 平成 1 8 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号)
- 議第 6 5 号 工事請負契約について(コミュニティセンターひょうず新築工事(建築主体工事))
- 議第 6 6 号 市有地の交換について
- 議第 6 7 号 市道路線の認定について
- 議第 6 8 号 滋賀県自治会館管理組規約の変更について
- 議第 6 9 号 滋賀県市町村職員退職手当組規約の変更について

議第70号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について

議第71号 滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について

議第72号 休日急病診療に関する事務の委託の廃止について

議員提出議案

請願第1号 「最低賃金の引き上げ」を求める請願

請願第2号 「パートタイム労働者・有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇実現」を求める請願

請願第3号 郵政民営化前は県内で53の集配郵便局のうち11、民営化後は20前後の集配業務廃止を中止し、集配業務の存続を求める請願

請願第4号 教育基本法の「改正」(案)について慎重に審議するよう求める請願

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

議長(荒川泰宏君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第4回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(荒川泰宏君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付いたしました文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定しましたのでご報告申し上げます。

なお、派遣の詳細は、配付いたしました文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき、平成18年度野洲市文化ス

ポーツ振興事業団事業計画書及び会計予算書、平成17年度滋賀県市町土地開発公社事業報告書及び財務諸表、平成18年度滋賀県市町土地開発公社事業計画書、収支予算書、資金計画書が市長より提出され、配付しておきましたので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(荒川泰宏君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第10番、田中良隆君、第11番、藤下茂昭君を指名いたします。

(日程第3)

議長(荒川泰宏君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの21日間にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程表のとおりでありますのでご了承願います。

(日程第4)

議長(荒川泰宏君) 日程第4、平成17年度野洲市一般会計、平成17年度野洲市下水道事業特別会計及び平成17年度野洲市水道事業会計の繰越明許費繰越計算書の報告について、市長より報告を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 皆さん、おはようございます。本日、ここに、平成18年第4回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには全員ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、平成17年度会計の出納整理期間が、去る5月31日をもって終了をいたしました。予算の執行にあたりましては、議員の皆様のご指導のもと、各事業が順調に推移をいたしましたことをご報告申し上げます。

では、お手元に配付しております平成17年度各会計決算の状況をご覧下さい。

まず、一般会計の決算見込みの概要についてご報告を申し上げます。

歳入決算額は189億4,690万7,000円で、歳出決算額は184億1,450万円となりました。その結果、収支決算剰余金は5億3,240万7,000円で、この額から平成17年度明許繰越一般財源の1,369万9,000円を引きますと、平成18年度への繰越金は5億1,870万8,000円となりました。また、特別会計や企業会計におきましても、一般会計と同様に無事決算を行うことができました。なお、詳細につきましては、決算認定をいただきます9月の定例議会で詳細な資料に基づき、ご説明をいたす予定をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、本定例会におきましては報告事項といたしまして、平成17年度繰越明許費繰越計算書3件を報告いたします。また、議決案件といたしましては、条例の一部改正が5議案、条例の廃止1議案、平成18年度補正予算1議案、工事請負契約1議案、財産の交換1議案、市道の認定1議案、並びにその他5議案の合計で15議案につきましてご審議をお願いするものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成17年度一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。繰越明許費として議決をいただきました総務費のコミュニティセンターなかさと整備事業他8件の事業につきまして繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

続きまして、平成17年度下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。公共下水道事業の篠原4号枝線管渠築造事業につきまして繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、平成17年度水道事業会計繰越明許費繰越計算書について報告を申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。先にご説明を申し上げました公共下水道事業の繰り越しに伴い、下水道関連排水管布設替事業につきまして繰越計算書を調整いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

以上でございます。

(日程第5)

議長(荒川泰宏君) 日程第5、議第58号から議第72号まで、野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例他14件を一括議題といたします。事務局に議件を朗読させます。

事務局長(山中重樹君) 議第58号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例の一部を改正する条例、議第 59 号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第 60 号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第 61 号野洲市福祉医療助成条例の一部を改正する条例、議第 62 号野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例、議第 63 号中主町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例、議第 64 号平成 18 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号)、議第 65 号工事請負契約について(コミュニティセンターひょうず新築工事(建築主体工事))、議第 66 号市有地の交換について、議第 67 号市道路線の認定について、議第 68 号滋賀県自治会館管理組合理約の変更について、議第 69 号滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議第 70 号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更について、議第 71 号滋賀県市町村交通災害共済組合理約の変更について、議第 72 号休日急病診療に関する事務の委託の廃止について、以上でございます。

議長(荒川泰宏君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) それでは、提案をいたしました議案を、順次ご説明を申し上げます。

まず、議第 58 号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。本条例の改正は、労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、本条例と関連する地方公務員法災害補償法の一部が改正されたことに伴い、見直しを行うものでございます。主な内容といたしましては、通勤の範囲等を改定するものであります。なお、条例は交付の日から施行をいたすものでございます。

59 号野洲市税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成 18 年 3 月 31 日に成立したことにより、今回改正を行おうとするものであります。主な内容は、市たばこ税の税率引き上げの他、三位一体改革の一環として、真の地方分権を推進するため、歳入歳出両面での地方の自主性と責任を高める観点から、所得税の減税と個人住民税の増税を同時に同規模で行うとするものでございました。これが、税源移譲を実施しようとするものでございます。なお、市たばこ税以外の改正は、納税者の税負担そのものをふやしたり減らしたりすることを目的としたものではないため、所得税における税率決定の細分化や個人住民税における調整控

除や住宅ローン控除の創設を行い、個人の所得税と個人住民税を合わせた合計の税負担を極力変更させないように制度設計を行っております。また、今回の税制改正では安心安全への配慮ということにも着目され、個人市民税において地震保険料控除の創設も行うところでございます。本条例は、市たばこ税については平成18年7月1日から、その他の市民税等については平成18年10月1日から順次施行しようとするものでございます。

次に、60号国民健康保険税に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。本条例は地方税法等の一部を改正する法律が成立したことにより、国民健康保険税の税額に関して、個人市民税の準用規定を実質的な規定に変更されたことにより、地方自治法の引用条文のずれを改正しようとするものであります。なお、本条例につきましては平成19年4月1日から施行するものであり、平成18年度までの課税分につきましては改正前の条例を適用するものであります。

議第61号野洲市福祉医療助成条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。今回の条例改正につきましては、県の福祉医療助成制度の見直しによりまして、本年10月1日から制度改正が施行されるに伴うものであります。県の今回の見直しは、福祉医療助成制度のうち、乳幼児において少子化対策を一層推進すると共に、制度の継続化、安定を図るという観点から自己負担制度は継続しつつ、通院の給付対象年齢を4歳未満までから就学前までに引き上げ、制度の拡大を図ると共に、新たに所得制限を導入するものであります。しかしながら、本市といたしましては、合併当初から乳幼児の自己負担と共に就学前の通院に関しても助成をしていることから、引き続き所得制限は導入せず、市単独事業として補てんを行うものであります。以上のことから、今回の県の見直し分を本市が補填することとなり、結果的に従来どおりの扱いとなりますが、乳幼児の自己負担金の助成及び就学前までの通院、並びに入院の助成について、給付券を交付することにより県内は現物給付となるため、本条例の一部を改正するものでございます。なお、本条例は18年の10月1日から施行するものでございます。

以上のように、今回の改正内容は県制度によるものでございまして、今度、本市の独自施策として児童・生徒の入院の医療費を中学校卒業まで助成しようという考え方を持っております。実施時期につきましては9月議会に提案し、来年の1月施行を考えておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、議第62号野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。このたびの改正につきましては、国にお

いて消防団員等、公務災害補償等、責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されたことに伴うものでございまして、内容につきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の支給額を一部の階級及び勤続年数でそれぞれ改正するものであります。なお、本条例につきましては公布の日から施行するもので、平成18年4月1日以降の支給について適用するものでございます。

次に、議第63号中主町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例について、ご説明を申し上げます。この条例は、旧中主町において税の優遇措置により、乙窪工業団地への企業進出の促進を図ろうとして制定されたものであり、その適用期限が平成18年3月31日であったことから、暫定条例として新市に引き継いだものであります。今回の中心市街地における市街地の整備改善及び活性化の一体的推進に関する法律の改正により、その適用期限が3年延長されたところであります。ところが、当該地域の乙窪工業団地はこの条例には適合しない業種であるイオン株式会社の出店が決定し、本暫定条例を存続させる必要がなくなったため、今回廃止しようとするものでございます。なお、本条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議第64号平成18年度野洲市一般会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。今回の補正予算は、予算編成後の諸事情の変化や県補助金等の内示に伴いまして、早急に実施すべき事務事業につきまして、所要の措置を講じようとするものでございます。別冊の平成18年度野洲市補正予算書をご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページでございます。今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,120万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ191億820万6,000円とするものであります。

主な歳出について説明を申し上げます。14ページをご覧下さい。総務費では、企画調整推進費で篠原駅周辺都市基盤整備事業におきまして、駅舎の改築等に向けた調査、測量及び基本設計に係る負担金として1,840万円を追加するものであります。民生費では、条例改正でも申し上げましたように、福祉医療助成事業費で県の福祉助成制度改正に伴いまして、電算システムのプログラム変更等に要する経費724万4,000円を追加するものであります。

続きまして16ページをご覧下さい。衛生費では健康づくり事業費で長寿社会づくりソフト事業費交付金の事業採択により、筋力いきいきサークルへの高齢者筋力向上自主トレーニング事業補助金162万8,000円を追加するものであります。土木費では、交通

安全施設整備事業費で市道市三宅小南線、自転車・歩行者用道路整備事業におきまして、一部未施工区間がございました。ちょうど、きたのコミセンの角のあそこですが、今回、用地の協力が得られることによりましたので、公有財産購入費として49万円を追加するものでございます。

次に、18ページをご覧ください。教育費では、小学校施設改修整備費で小学校施設の耐震化優先度調査委託事業を実施するための経費743万1,000円を追加するものであります。また、預かり保育事業で中主幼稚園で長時間保育における臨時教職員を雇用するための経費228万6,000円を追加すると共に、幼稚園施設改修整備費で小学校と同様、耐震化優先制度調査委託業務を実施するための経費98万7,000円を追加するものであります。これに見合う歳入といたしましては12ページをご覧ください。

主な歳入につきましては、県支出金で福祉医療費助成費制度の改正に伴い、県補助金270万8,000円を追加するものであり、繰越金につきましては平成17年度決算からの繰越金3,583万5,000円を追加するものであり、諸収入では長寿社会づくりソフト事業交付金162万8,000円を追加するものであります。

以上が、平成18年度野洲市一般会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

次に、議第65号工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。市民と行政が協働でまちづくりを進めるため、市民活動及びコミュニティー活動の拠点となるコミュニティセンターの整備を進めております。今回、兵主学区に整備するコミュニティセンターひょうず新築工事につきましては、去る5月16日に執行いたしました入札の結果、請負金額2億5,389万円で請負人を株式会社笹川組と定め、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。建築規模は鉄骨づくり2階建てで、延べ床面積1,196.77平方メートルであります。また、今回議会の議決を求める主体工事の他に、同工事の電気設備工事については請負金額5,930万4,000円で株式会社中島電業所、同じく機械設備工事につきましては請負金額5,197万5,000円で株式会社北中工業と、それぞれ請負契約を締結したことについて、あわせてご報告を申し上げます。

議第66号市有地の交換についてご説明を申し上げます。今般、乙窪工業団地内におけるイオン株式会社の大規模小売店舗について、団地の中央部にある高圧送電線の鉄塔が土地利用計画に支障となるため、イオン株式会社が鉄塔を移設されるものであります。その

ために、移転先となる市有地と関西電力株式会社の現鉄塔敷地と等価等積交換することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議第67号市道路線の認定について、ご説明を申し上げます。野洲川歴史公園サッカー場整備に伴い、平成17年度に守山市において築造した道路のうち、野洲市に帰属する道路について、平成16年8月27日付野洲川歴史公園内の道路整備に関する確約書に基づき、平成18年3月30日に守山市から移管を受けたもので、市道路線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議第68号滋賀県自治会館管理組規約の変更、議第70号滋賀県市町村職員研修センター規約の変更、並びに議第71号滋賀県市町村交通災害共済組規約の変更につきましては関連がございますので、一括して説明を申し上げます。今回の規約変更につきましては、平成18年3月20日に志賀郡志賀町が廃止されまして、その区域を大津市に編入されたことによる同組合構成団体の変更に伴い、組規約を改正するため関係市町が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、この規約は滋賀県知事の許可があった日から施行するものであります。

次に、議第69号滋賀県市町村職員退職手当組規約の変更につきまして、説明を申し上げます。今回の規約変更につきましては、平成18年3月31日をもって、東浅井郡公益行政組合及び伊香郡相互組合が同組合から脱退され、同年4月1日から湖北地域消防組合が同組合に加入されたことによる同組合構成団体の変更に伴い、組規約を改正するため、関係市町が協議することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、この規約は滋賀県知事の許可があった日から施行し、平成18年4月1日から適用をするものであります。

次に、議第72号休日急病診療に関する事務の委託の廃止につきまして、ご説明を申し上げます。休日における急病に対応するため、守山、野洲休日急病診療所を設置して業務を行っていますが、その事務にあたっては休日急病診療に関する事務の委託に関する規約を定め、守山市に事務を委託し実施しているところであります。しかし、平成18年10月1日から守山、野洲休日急病診療所を廃止することに伴い、地方自治法の規定に基づき守山市と休日急病診療に関する事務の委託の廃止についての協議を行うことについて、地方自治法第252条の14第3項において、準用する同法252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、事務の委託については平成19年4月

1日から廃止をするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。以上でございます。

(日程第6)

議長(荒川泰宏君) 日程第6、請願第1号から請願第4号まで、「最低賃金の引き上げ」を求める請願他3件を一括議題とします。

それぞれ、紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。

まず、請願第1号から請願第3号までについて、第18番、小菅六雄君。

18番(小菅六雄君) それでは、請願について説明をさせていただきます。はじめに、請願第1号「最低賃金の引き上げ」を求める請願につきまして、請願文書の主な部分を朗読して説明いたします。

「最低賃金の引き上げ」を求める請願書。近年、パートや臨時、派遣等の非正規労働者が急増しており、その賃金は正規労働者の約半分と低く、賃金格差は広がるばかりです。滋賀県の最低賃金は昨年5円引き上げられ、時間額657円となりましたが、仮にフルタイムで働いても月収12万円程度であり、働いても生活保護水準よりも低く、決して生活を支えるものではありません。EU諸国では、非正規労働者の均等待遇実現に向けた動きが強まる一方、我が国の企業は人件費が割安であることを理由に、リストラと並行して非正規雇用化を推し進めています。また、政府は労働法改悪でこれらを後押しし、この現状から見ても均等待遇にはほど遠いものがあります。我が国のパート労働法施行から10年以上が経過した現在もその実効性は乏しく、企業にとって貴重な役割を担うパート労働者の公正な処遇の実現は急務といえます。特に、非正規労働者の時給決定に大きな影響を与えている最低賃金については、大幅な引き上げが求められています。

最近、生活体験の中でも、時給で最低1,000円は必要との結果も出ています。滋賀県労連と滋賀春闘共闘会議パート臨時労組連では、03年、04年にパート労働者の均等待遇実現を求めて要請行動を行い、10市町で意見書の採択を得ました。そこで、このたび、その後の市町村合併のために、再度採択の要請を行い、すべての自治体の議会でご議論をいただく取り組みを進めているところです。つきましては、最低賃金の引き上げを求める意見書を各自治体議会でご採択下さいますようお願いいたします。それで、請願項目としまして「最低賃金の引き上げ」を求める意見書を、地方自治法第99条の規定のもと、国の関係機関に提出されたいという内容であります。以上であります。

次に、請願第2号「パートタイム労働者・有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び

均等待遇実現」を求める請願であります。近年、パートや臨時、派遣等の非正規労働者が急増しており、その賃金は正規労働者の約半分と低く、賃金格差は広がるばかりであります。滋賀県の最低賃金は昨年5円引き上げられ、時間給657円となりましたが、仮にフルタイムで働いても月収12万円程度であり、働いても生活保護水準よりも低く、決して生活を支えるものではありません。EU諸国では、非正規労働者の均等待遇実現に向けた動きが強まる一方、我が国の企業は人件費が割安であることを理由に、リストラと並行して非正規雇用化を推し進めています。また、政府は労働法改悪でこれらを後押しし、この現状から見ても均等待遇にはほど遠いものがあります。我が国のパート労働法施行から10年以上が経過した現在もその実効性は乏しく、企業にとって貴重な役割を担うパート労働者の公正な処遇の実現は急務といえます。政府は、国会では前向きに検討すべきでパート労働者の実効ある改正が求められています。滋賀県労連と滋賀春闘共闘会議パート臨時労組連では、03、04年にパート労働者の均等待遇実現を求めて要請行動を行い、10市町で意見書を採択しています。そして、このたび合併のために再度採択の要請を行っており、すべての自治体の議会で議論をいただき、取り組みを進めています。よりまして、パートタイム労働者の適正な労働条件の整備、及び均等待遇を求める意見書を各自治体議会にて採択下さいますよう請願をいたしますという内容でありまして、項目といたしまして、「パートタイム労働者・有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇実現」を求める意見書を国、及び関係機関に提出されたいという内容であります。

次に、請願第3号郵政民営化前は県内で53の集配郵便局のうち11を、民営化後は20前後の集配業務廃止を中止し、集配業務の存続を求める請願について説明をさせていただきます。請願趣旨に書かれておりますように、日本郵政公社は2007年10月の郵政民営化に向けて、郵便物の収集区分と配達業務をしている集配郵便局を都市部に移して、集配業務を廃止しようとしています。これは、県内で53の集配局のうち11局、以下書かれております、これらが集配部門が廃止となります。さらに、民営後も近畿では今回の95局廃止の2倍以上、199局が集配の対象となれば、県内では20局以上が集配部門廃止になることが予想されています。

この集配部門が廃止になると、郵便物の収集区分と配達業務、貯金、保険、集金などの業務が廃止され、数十名でサービスを提供していた集配局は、わずか数人で窓口業務を行う無集配局となってしまう、関係者も認めるようにサービス低下は避けられないものであります。実際にも、昨年からは集配部門を廃止した大津市内の局の地域では、数十キロ先

から集配業務をしなければならなくなったために、集配、配達が遅れが生まれ、住民から苦情が出ています。

これまで郵便局は、車に乗れない老人の年金授受、それから、ひまわりサービスでの一人暮らしのお年寄りへの声かけ、子ども100番等で子どもの見回り、道路破損の見張りなどで地域社会を支え、住民生活には欠かせない存在となってきました。既に、農協の支店の合併、電話局の閉鎖などで地域の過疎化が進んでいるとき、追い打ちをかけるかのように市町村合併で町役場が支所になった上、今度は全国どこでも小学校数とほぼ同数に存在する郵便局さえも集配廃止、縮小、統合されれば、地域の過疎は一層進みます。

小泉首相も「郵政改革は郵便局をつぶすものではありません。民営化後においても利用者の利便性を確保するため、必要な郵便局は維持してまいります。このために、あまねく全国において利用されることを旨として、過疎地をはじめ都市部でも、必要な郵便局は維持し、設置することを法律上義務付けることとしております」と、昨年、郵政国会で答弁しています。このような早急なる集配局の廃止、吸収は、その国会答弁にも反し、住民のサービスを著しく低下させ、地域を一層過疎に追いやるものであり、認めるわけにはいかないものであり、既に、高知県議会をはじめ地方議会でも存続の意見書が採択されています。地域住民の世論でもある郵政民営化前と後に予定されている集配局の集配業務の廃止をやめ、存続されるよう強く求めるものであります。請願事項が、「1、集配郵便局の集配部門の集配廃止を行わず、存続すること」。この事項について、地方自治法第99条の規定に基づいて、関係省庁に意見書を提出することを求めている請願であります。

以上、3請願についてご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、請願第4号について、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） 教育基本法改正案について、慎重に審議を求める請願の趣旨説明を行います。請願者は高教組、全教の労働組合から出ております。

私たちは日々、子どもの教育に携わる者として、4月28日に国会に提出され、5月24日から特別委員会で議論が始まった教育基本法の改正については、国民の間でも賛否両論ある問題であり、性急な議論は避けて慎重に、広く国民的議論を経て決定するべきものと考えます。5月23日に朝日新聞に発表された世論調査でも、今の国会では採決をせず議論を続ける方がよいが、73%と群を抜いています。また、今回の改正案が与党協議会において、どのような議論を経て作成されたものであるか、全く公表されていません。このような中で、今国会での成立を急ぐことは、拙速のそしりを免れないでしょう。

私たちは、教育という営みは社会の財産を育てるための大切な仕事であると共に、一人ひとりの子どもの幸せを願って行われるべきものであると考えています。一人ひとりが大切にされる社会であって初めて、子どもたちが社会や国に貢献しようという気持ちになるのです。愛国心、国と郷土を愛する態度はとても大切だと考えますが、法律で規定し、強制するのは間違いであると考えます。今日のいじめや不登校といった教育上の諸問題や、少年が起こすさまざまな犯罪に私たちも心を痛めております。これらの事象の原因は、単純ではありません。

しかし、今日行われているいじめや少年犯罪、ニートの問題は、教育基本法が個人を尊重し、勤労をおろそかにしたからだという論は、全く当たっていないと考えます。教育基本法には、国家及び社会の形成者の育成ということを教育の目標に掲げ、良識ある公民を育てるための施策が記されています。また、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた子どもを育てるとも記されています。しかし、それらを実現するためには、条件の整備が必要です。教育基本法のもう1つの使命は、この点であります。確かな学力を保証するための条件整備、子どもたちが仲間と共に社会をつくっていくための援助、働く場を確保するための行政的な努力など、そういうものがない中では、教育効果は十分上がりません。

今般の与党改正案は、国家による教育の条件整備を放棄し、教育振興基本計画で地方に責任を負わせるものとなっています。このような法律が通れば、公教育が解体され、地域の教育が廃れていくことは間違いありません。また、今国会に教育基本法の改正に関しまして、民主党が対案を出しております。与党案が国を愛する態度としていますが、民主党案は愛する心となっており、明確に愛国心となっています。

それを受けて、自民党案よりもよいものになっていると褒めているのが右翼団体の日本会議です。右翼に褒められるということは、何を意味するかは明白であります。日本会議のホームページでは、二大政党が愛国心と宗教的情緒の2つにおいて歩調をそろえたことは、戦後の政治史において初めてのことでないか、しかもこのことは、教育基本法改正論議ばかりでなく、憲法改正など、国家の基本問題を推進していく上で大きな意義を有すると強調しております。この日本会議は、首相の靖国神社参拝の定着を求め、侵略戦争を美化する全国規模の憲法改定を掲げている右翼団体であります。このような状況の中で、県議会に次のことをお願いいたします。

- 1、教育基本法の改正案を今国会で採択せず、国民的議論を踏まえて十分審議を尽くすことを求める意見書を国会に上げること。

現在、継続審議にしようというようなことになっておりますが、しかしながら、また次期国会では息吹き返し、審議をされるというような状況であります。やはり、十分な議論を尽くすということが必要であろうかと思っておりますので、趣旨にご賛同いただきますようお願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月9日から6月15日までの7日間は、議案調査のため休会といたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、明6月9日から6月15日までの7日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る6月16日は、午前9時から本会議を再開します。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時45分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年6月8日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 田中良隆

署名議員 藤下茂昭